

1. 議事日程（令和7年第3回北広島町議会臨時会）

令和7年4月18日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(北広島町税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第4 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度北広島町一般会計補正予算(第9号)) |
| 日程第5 | 議案第33号 | 北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第34号 | 財産の無償譲渡について
(西宗老人集会所) |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 宮本裕之 | 3番 坂本伸次 |
| 4番 石坪隆雄 | 5番 佐々木正之 | 6番 伊藤淳 |
| 7番 中村忍 | 8番 沼田真路 | 9番 伊藤立真 |
| 10番 泉田暁彦 | 11番 敷本弘美 | 12番 湊俊文 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 増田隆
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 矢部芳彦	豊平支所長 熊谷忠明
総務課長 中川克也	財政政策課長 国吉孝治	まちづくり推進課長 小椿治之
税務課長 植田優香	建設課長 藤井尚志	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 大内由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、沼田議員、9番、伊藤立真議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、4月18日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは承認第1号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明します。北広島町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 承認第1号、北広島町税条例の一部を改正する条例につきまして、税務課からお配りしております資料により説明させていただきます。今回の条例改正は、令和7年3月31日に可決、公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。令和7年度における地方税制改正については、令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱に沿って、地方税に関する所要の改正がされております。個人住民税関係では、給与所得控除の見直しや特定親族特別控除の創設のほか、企業版ふるさと納税の延長、軽自動車税種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し等の税制上の措置が講じられて

います。今回の条例改正につきまして、関係税目ごとに主な内容を記載し、条例と概要を表にまとめております。表の左側の数字は説明用の番号であり、改正内容とは関係ございません。右側の数字は、議案集のページを示しておりますが、関係税目ごとにまとめておりますので、ページが一部前後しますことをご了承ください。それでは主な改正点についてご説明いたします。1、町民税関係の改正です。(1) 公示送達に関する改正では、インターネットを用いる方法の定義を示した省令の改正に伴う改正です。施行期日については、具体的には令和8年6月30日までの政令で定める日から施行となっております。(2) は、特定親族特別控除の創設に伴う改正で、施行期日は令和8年1月1日です。19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の所得要件の拡大とともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除額が段階的に低減する仕組みが導入されることに伴う改正を行っております。次に、2、固定資産税の改正でございます。No.2の附則第10条の3は、法律改正に合わせて新設されたもので、区分所有に係る家屋についての固定資産税の減額に関する書類について、管理組合の管理者からの提出も可能とする規定でございます。その他は、規定の削除、条ずれ及び項ずれの反映等を行っております。3、二輪車の車両区分の見直しに伴う改正では、総排気量50CC以下の原動機付自転車について、11月以降、新たな排ガス規制が適用になり生産が困難になることから、総排気量が50CCを超え125CC以下で、かつ最高出力4キロワット以下の車両が原付1種に追加されることに伴い、軽自動車税種別割の税率の区分の改正等を行っております。4、その他の改正といたしまして、(1) 個人番号法の改正及びマイナ免許証運用開始に伴う改正では、軽自動車税種別割の減免申請におけるマイナ免許証の提示についての規定の整備や項ずれの反映等を行っております。(2) 加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例については、法律改正に合わせて新設されたもので、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式等の見直しを行っております。改正の内容は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、坂本議員。

○3番（坂本伸次） 公示送達の改正についてお聞きします。この第18条の改正部分、下段のほうですが、掲示し、または公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることに伴うというふうに加えてあります。この具体的にこういった措置をされるのか、その辺をお聞きします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 今回の改定内容は、インターネットにより不特定多数の者に閲覧することができるように措置をするということが定義されております。そのほかに、掲示場に掲示し、または事務所に設置する電子計算機の映像面に表示するというふうになっておりますので、不特定多数の人に関覧することができるインターネットによりの表示ができますので、今のところは、インターネット以外については掲示場に掲示をすることによって土日の閉庁時でも閲覧することができるようにしたいと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 石坪でございます。議案書の11ページの第82条、種別割合の税率のことでお伺いをしたいんですけども、125CC以下の二輪車については、従来の区分でいくと小型二輪車として取り扱われますけども、税率が異なっていましたけども、今回の改正により、1

25CC以下の最大出力が4キロワット以下の二輪車、新たに原動機付自転車として区分がされるということでございますけども、今現在125CCの4キロワットのバイクというのは存在するのでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） その点については調べておりませんので、手持ちに資料がございません。

○議長（湊俊文） その答えが出ないと採決できませんので。石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 後でお答えいただければと思います。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。質疑なしということで認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは承認第2号につきまして概要を説明します。議案集の29ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明します。令和6年度北広島町一般会計補正予算第9号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして財政政策課からgo

説明申し上げます。承認第2号、専決処分第3号でございます。令和6年度一般会計補正予算第9号でございます。本補正予算でございますが、今冬の度重なる降雪により町道等除雪委託料の追加が必要になったため、令和6年度一般会計補正予算第9号として予算編成を行い、令和7年3月31日付で専決処分したものでございます。令和6年度予算書、一般会計予算補正第9号、2ページをお願いいたします。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3000万円を追加し、予算の総額を177億4900万円としたものでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書8ページ、9ページをお願いいたします。まず、歳出でございますが、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、道路維持修繕事業へ町道等除雪に係る必要経費として、町道等除雪委託料3100万円を追加、14款予備費、1項予備費、1目予備費を100万円減額し、財源として、6ページ、7ページになりますが、歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、道路事業補助金を3179万8000円追加、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、財政調整基金

繰入金を179万8000円減額し、予算充当するものでございます。以上で財政政策課から、承認第2号、専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。道路等除雪委託料ということでございますけれども、平年ですと、特別交付税で財政状況に応じて配分をされるというふうに私は認識をしておりますけれども、今回の補正で、国庫支出金3179万8000円が道路事業補助金として歳入として上がっておりますけれども、これは今回、豪雪の年であったためにこの補助金が国から算出をされたのか、どのような経緯があったのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 除雪に関しましては、議員おっしゃられますとおり、基本的には財源措置としては一般財源等特別交付税で措置される、全額ではございませんが、措置されるというような形になっております。まれに全国的な大雪が発生した際に時折こういった形で国のほうから、臨時的という言い方が正しいかどうか分かりませんが、補助金等で支弁される年もございます。本年度につきましては、全国的な雪の状況等鑑みまして、全国的にそういった措置が行われたものであるというふうに理解をしております。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第33号 北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第33号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第33号につきまして概要を説明します。議案集の31ページをお願いいたします。議案第33号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町老人集会所西宗老人集会所を西宗振興会へ無償譲渡することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第33号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集31ページをお願いいたします。豊平地域の老人集会所等の一つであります西宗老人集会所につきまして

は、西宗振興会へ無償譲渡するに当たり、北広島町老人集会所等設置及び管理条例第2条に規定する別表から当該施設を削除することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第33号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第33号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第34号 財産の無償譲渡について

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第34号、財産の無償譲渡についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第34号につきまして概要を説明します。議案集の33ページをお願いします。議案第34号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第34号、財産の無償譲渡について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集33ページをお願いいたします。1、財産の表示 所在、広島県山県郡北広島町西宗1088番地1、種別、建物、名称、西宗老人集会所、延床面積240平方メートル。2、譲渡先 広島県山県郡北広島町西宗10464番地93、西宗振興会会長佐々木恵次。西宗老人集会所は昭和45年に建設され、現在、西宗振興会が指定管理者として管理、運営していただいているものでございます。地元自治会等へ無償譲渡を行い、町補助金を活用し、施設の整備、解体、新築でございますが、を行っていただき、地域における活動拠点として、有効に利活用していただくことを目的に無償譲渡することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、沼田議員。
- 8番（沼田真路） 8番、沼田でございます。当施設を解体後新築ということでございますけれども、コミュニティ助成事業については既に決定をされているということですのでよろしいのでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） この事業は宝くじコミュニティ助成事業の活用を基本としております。先般、決定の通知が参っております。以上です。

- 議長（湊俊文） 9番、伊藤立真議員。
- 9番（伊藤立真） 9番、伊藤です。先ほど同僚議員からの質問があった確認も私がしたかった一つではあります。もう一つ、譲渡に関する地縁団体等々の手続、この辺りはもう順調に進んでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 議員ご質問の地縁団体の手続につきましても順調に進んでおるように聞いております。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 同僚議員と同じような質問になるかと思えますけども、この新しい建物を、最初解体をして、あと新築工事をするというふうに今後のスケジュールの中で書いてありますけども、この拠点施設はどのぐらいの金額がかかるのか。解体含め、あと新築工事でどのぐらいかかるのかということと、もう一つは、町の補助金という形になると思えますけども、その際に、先ほどあったように、自治総合センターのコミュニティ助成金、これの金額とその他の財源、一般財源になるのか、あるいは起債になるのか含めてお伺いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） まず、事業費でございますが、解体に、これ予算要求ベースで可決いただいているものでございますが、解体に418万、新築に2625万4000円ということで予算計上していただいております。あと財源でございますが、まず、宝くじコミュニティでございますが、1590万です。あとは、主には過疎債の使用になろうかと思えます。以上でございます。
- 議長（湊俊文） ほかに。石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） ということは地元負担が、ちょっとよく分からないところありますけども、地元負担が約500万ぐらいあるというふうに認識していいんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 地元負担のご質問ですけども、解体の先ほどの四百幾らと新築の二千六百幾らにつきましては、全て宝くじの助成金と町の補助で行いますので、地元負担は発生をしないということでございます。もろもろの諸経費につきましては、地元で見てもらう部分も発生するかと思えますけども、基本的には地元負担は発生はしません。
- 議長（湊俊文） 石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 地元負担がないということ、非常にいいことだなというふうに考えますけども、コミュニティ整備費補助金、これについては地元負担が2分の1ですよね。それから地域コミュニティ拠点施設整備の補助金については、今で言うと、負担がないということになろうかと思えますけれども、その辺の行政としては公平性含めて説明をお願いできればというふうに思います。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 補助金の考え方でございますけども、議員最初に質問のありました2分の1の部分でございますが、これはコミュニティホーム整備補助金というものでございまして、これ、もともと地域にある集会施設について、改修であったり維持管理費につきまして補助をしていくというふうな制度でございます。これはもともと地域にある集会施設に対する補助金

でございます。新たに基幹集会所、町有の施設を譲渡した場合の補助金でございますけども、コミュニティ拠点施設整備補助金でございます。これにつきましては、もともと町が設置をしてコミュニティの拠点施設として維持管理してきたものを、地元のほうに譲渡して引き続き管理していただこうと、効率的に管理していこうということでございますので、これにつきましては、町がしっかり見ていくというふうな姿勢が必要でございますので、先ほどの解体と新築、上限もございますけども、これについては町が10割見ていこうというところでございます。あと維持管理、改修等につきましては、8割ほど町が見ていこうと。2割は地元負担でお願いしたいということで、そういう考え方の中で、補助の率の中に差異が出てきておるものでございます。

- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第34号、財産の無償譲渡についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第34号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。ここで税務課長から発言を求められているので、これを許します。税務課長。
- 税務課長（植田優香） 先ほど石坪議員から、新基準の125CC以下のバイクについて町内にあるかというご質問がありましたが、現在北広島町での登録はございません。
- 議長（湊俊文） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。これで令和7年第3回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 52分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~